

(別紙)

○「1」及び「4」の一部について

経済産業省では、同年9月27日付け平成23・09・26原第23号をもって、東京電力株式会社に対し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の各号機ごとに、事故時運転操作手順書（事象ベース）、事故時運転操作手順書（徴候ベース）及び事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）について報告徴収を行い、同年9月28日までにこれら手順書の提出を受けていますが、このうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の事故時の操作に直接関係する部分及びその関連部分以外の部分について、これまで提出した事故時の操作に直接関係する部分及びその関連部分と併せて、別添1、別添2及び別添3のとおり提出します。

○「2」について

独立行政法人原子力安全基盤機構が実施した非常用復水器作動時の原子炉挙動解析結果及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉設置（変更）許可申請書のうち第1号機の非常用復水器の設計仕様の記述部分について、別添4のとおり提出します。

○その他

これまで提出した資料も踏まえた、原子力安全・保安院における事故調査の現状について、別添5のとおり資料を提出します。